

議 第 1 6 号

印鑑条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

本市印鑑条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 1 6 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市印鑑条例及び新潟県柏崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市印鑑条例及び新潟県柏崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

附則中「6 月」を「2 年 6 月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

新潟県柏崎市印鑑条例及び新潟県柏崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（令和7年9月24日条例第42号）

改正後	改正前
<p>附 則 この条例は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p>